

## 第 65 類 帽子及びその部分品

### 注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
  - (a) 第 63.09 項の中古の帽子
  - (b) 石綿製の帽子（第 68.12 項参照）
  - (c) 第 95 類の人形又はがん具の帽子及びカーニバル用品
- 2 第 65.02 項には、縫い合わせて作った帽体（単にストリップをら旋状に縫い合わせて作ったものを除く。）を含まない。